

虐待防止のための指針

放課後等デイサービス カラフル / 多機能型事業所 カラフル / 日中一時支援事業所 カラフルスクール

1. 基本的考え方

利用者の尊厳と権利を守り、いかなる虐待も行わない。職員一人ひとりが虐待防止の意識を持ち、組織として未然防止・早期発見・再発防止に取り組む。

2. 組織体制

項目	内容
責任者	管理者(虐待防止責任者)
虐待防止委員会	年1回以上開催。管理者・児発管・指導員で構成。結果を全職員に周知する。身体拘束適正化委員会と合同開催可。
研修	年1回以上実施(新規採用時も必須)。実施記録・出席記録を保存する。身体拘束適正化研修と合同実施可。

3. 虐待発生時の報告方法

手順	内容
発見時	利用者の安全確保を最優先とし、直ちに管理者(虐待防止責任者)へ報告する。
記録	虐待通報連絡票に状況・対応を記録する。
行政報告	浦安市障がい者権利擁護センター(047-712-6837)へ速やかに連絡。必要に応じて千葉県障害福祉課・児童相談所へも報告。

4. 発生時の対応

項目	内容
初期対応	被害利用者の安全確保・事実確認・当事者の分離(必要に応じて)。
委員会招集	管理者が臨時の虐待防止委員会を招集し、原因分析・再発防止策を策定する。
再発防止	防止策を全職員に周知し、PDCAにより効果を評価する。

5. 指針の閲覧

利用者・保護者はいつでも本指針を閲覧できる。また、事業所ウェブサイト(colorful-school.jp)においても公開する。

附則

- この指針は令和6年10月1日に制定し、同日より施行する。
- 令和7年10月1日に改訂し、同日より施行する。
- 令和8年3月10日に改訂し、同日より施行する。

身体拘束等の適正化のための指針

放課後等デイサービス カラフル / 多機能型事業所 カラフル / 日中一時支援事業所 カラフルスクール

1. 基本的考え方

身体拘束は利用者の尊厳を阻むものであり、原則として行わない。緊急やむを得ない場合も「切迫性・非代替性・一時性」の3要件全てを満たす場合に限り、必要最小限で実施する。

2. 組織体制

項目	内容
責任者	管理者(委員長)。児発管・指導員を担当者とする。
適正化委員会	年1回以上開催。虐待防止委員会と合同開催可。テレビ会議システムの利用可。
研修	年1回以上実施(新規採用時も必須)。実施記録・出席記録を保存する。虐待防止研修と合同実施可。

3. 禁止行為の例示

- ひも・Y字拘束帯・腰ベルト等で体幹や四肢を縛る
- 立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- 行動を抑制するために向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

4. やむを得ず実施する場合の手順

手順	内容
組織決定	支援決定会議で検討・決定。個別支援計画の備考欄に態様・時間・理由を記載。
説明・同意	「 身体拘束等に関する説明・同意書(様式1) 」に記載し、本人・家族の同意を得る。
行政報告	浦安市障がい者権利擁護センター(047-712-6837)等へ相談・報告する。
記録	「 身体拘束等に関する経過観察・再検討記録(様式2) 」に態様・時間・理由・心身状況を記録。
解除・報告	継続的に代替手段を検討し、解除できた場合は直近の支援決定会議で報告。

5. 委員会への付議・報告

身体拘束等の全案件を適正化委員会に報告する。委員長が必要と判断した場合は臨時招集する。再発防止策を講じた際は効果を評価する。

6. 指針の閲覧

利用者・保護者はいつでも本指針を閲覧できる。また、事業所ウェブサイト(colorful-school.jp)においても公開する。

附則

- この指針は令和6年10月1日に制定し、同日より施行する。
- 令和7年10月1日に改訂し、同日より施行する。
- 令和8年3月10日に改訂し、同日より施行する。